



連帯保証人付貸金債権の 時効管理について

渡辺 健寿 (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所
弁護士



質 問

当社は4年ほど前、株式会社Aに対し、A社代表取締役Bを連帯保証人として事業資金を貸し付け、当初はA社より約定どおり分割返済を受けていましたが、3年ほど前から返済が滞っています。

この貸付金の時効管理について、どのような点に注意すべきでしょうか。

1. 民法上、債権は消滅時効の対象となりますので、時効期間経過後に当事者が消滅時効を援用すれば、当該債権を行使することができる時点に遡って消滅します。

債権の一般的な消滅時効期間は10年（民法167条1項）、商行為によって生じた債権の消滅時効期間は5年とされています（商法522条）。会社がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は商行為となり（会社法5条）、かつ会社の行為は商行為と推定されますので（商法503条2項）、貸主、借主の少なくとも一方が会社である貸付債権については、原則として時効期間は5年となります。

借主から支払がない場合、貸主としては、上記時効期間が経過する前に、請求、差押え、仮差押え又は仮処分の方法によるか、借主の

承認を得ることによって消滅時効を中断させることができます。

時効中断の効果が生じた場合、その時効中断事由が終了した時から新たに消滅時効が進行を始めることとなります。たとえば、5年の消滅時効にかかる債権について債権者が弁済期が到来したのち4年間債権を行使しないときは、あと1年で債権は消滅するという状態になりますが、そこで中断事由が生じると時効期間が4年間進行したということは効果を失い、時効中断事由が終了した時から新たに5年を経過しなければ消滅時効は完成しないこととなります。

借主に対して履行を請求する意思を通知することは「催告」と呼ばれ、それ自体としては時効の完成を6か月猶予するだけで独立の時効中断事由とはならず、催告後6か月以内に新た

に時効中断の措置を講じる必要があります。毎月請求書を送付するなど催告を繰り返したとしても、そのたびに時効中断の効果が生じるものではありません。

確定判決によって確定した権利、裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利については、もともと10年より短い時効期間の定めがある権利であってもその時効期間は10年となります（民法174条の2）。

2. 保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときにその履行をする責任を負うものですが、保証債務には、その発生、存続、消滅について主債務に従うという性質（附従性といいます）があり、主たる債務者に生じた事由については、当該附従性によって全ての効力が連帯保証人に及ぶと解されています。

したがって、債権者が主債務者に対して請求をなし、主債務者に時効中断の効力が生じたときは、連帯保証人に対しても時効中断の効力が生じることとなり、主債務者に対し確定判決を得て時効期間が10年に延長された場合、保証債務の附従性により、保証人に対する時効期間も10年に延長されることとなります（最高裁昭和43年10月17日判決）。

3. 連帯保証人に対する請求は、主たる債務者にその効力を及ぼしますので（民法434条、458条）、連帯保証人に対して請求をなし、連帯保証人に時効中断の効力が生じたときは、主債務者に対しても時効中断の効力が生じることとなります。

しかし、連帯保証人に対して確定判決を得た場合に、主債務者に対しても時効期間が10年に

延長されるかどうかについては、判例は消極の立場をとっています。

大審院昭和20年9月10日判決は、10年よりも短い期間であった連帯保証人の保証債務の消滅時効期間が民法174条の2により10年に延長されても、当事者である連帯保証人が確定判決を受けたためであって、その確定判決は当事者ではない主債務者の短期時効期間には何ら影響がないから、主債務の時効期間は依然として短期時効期間のままであるとの判断を示しました。

4. 本件の場合

当社及びA社は会社であり、当社のA社に対する貸金債権は5年の商事時効にかかることとなります。

A社ないしBに対して本件貸金の請求をすることが考えられますが、A社に対して請求をすれば、保証債務の附従性により、請求の効力を連帯保証人たるBに及ぼすことができます。また、Bに対して請求をすれば、連帯債務の規定準用によりその効力はA社に及びます。

A社に対して訴訟を提起し、請求認容の確定判決を得ることができれば、当該判決が確定した時点からA社に対する消滅時効の期間は10年に延長されるだけでなく、保証債務の附従性により、Bの連帯保証債務についても、判決確定時から10年の消滅時効期間に延長されます。

しかし、Bに対して確定判決を得たとした場合、A社に対し請求による時効中断の効果は及びますが、A社に対する時効期間は10年にはならず、当初の商事時効5年のままですので注意が必要です。